**平成２７年（フ）第１０２４号**
大阪府羽曳野市伊賀３丁目12番４号
債務者　堀川みさを（旧姓武本）
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第２８３号**
堺市堺区香ヶ丘町２丁１－８　205号、住民票上の住所堺市北区東上野芝町２丁500番地１ファミールハイツ上野芝Ⅱ－611号
債務者　山本　久子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第５２９号**
堺市中区大野芝町307番地２　エクセル大野芝209号、前住所堺市堺区三宝町２丁47番地
債務者　澤野　義隆
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第１６号**
鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢276番地３（旧住所　鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢451番地１）
債務者　谷田　史絵（旧姓稲中）
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２８年（フ）第１６４号**
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁3427番地７
債務者　浜尾　俊文
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２８１号**
熊本市西区二本木４丁目19番12号
債務者　山野井すみ子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第７５号**
北海道室蘭市八丁平５丁目10番３号
債務者　神取　涼平
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２８年（フ）第７６号**
北海道室蘭市中島町２丁目19番２号ベルシーヌ中島205
債務者　板垣将太郎
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２８年（フ）第９９号**
北海道帯広市清流西２丁目22番地４　ドリームマンション４－108
債務者　恩田　弥生
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２８年（フ）第１７１号**
岩手県奥州市水沢区字里鎗３番地　水沢レジデンス１号棟305号室、旧住所岩手県奥州市水沢区朝日町１番26号　朝日ケ丘ハイツＤ棟202号室
債務者　小原　　皇
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２８年（フ）第１５６号**
香川県高松市香西東町100番地１　ドミール西神102
債務者　玉川　洋明
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第４１号**
山口県宇部市大字小串177番地７グリーンヒルズ桃山Ⅰ棟202号、従前の住所山口県宇部市大字上宇部614番地の６
債務者　千田　陽介
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２８年（フ）第５８号**
山口県山陽小野田市大字郡3971番地７
債務者　福田　政晴
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２８年（フ）第４１号**
香川県坂出市西大浜北１丁目６－32ＤＥＡＲＢ棟103号室、住民票上の住所香川県坂出市江尻町1529番地レオパレス坂出205号
債務者　辻本　敏男
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２８年（フ）第６４号**
香川県仲多度郡多度津町西港町５番地１マール多度津Ｅ231
債務者　平井　弘次
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２８年（フ）第７０号**
香川県丸亀市田村町1663番地　大平土木アパート
債務者　竹本　圭一
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部